

(電子メール施行)
教体第1341号
令和3年7月9日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

まん延防止等重点措置解除後の県立学校における対応について

昨日、兵庫県に適用されているまん延防止等重点措置の解除が決定しましたが、学校の対応については「まん延防止等重点措置区域となることを踏まえた県立学校における対応について」（6月17日付け教体第1278号）等によりお知らせしている内容から、基本は変更ありません。

については、引き続き「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本とした感染防止対策を徹底しながら、県立学校の教育活動を進めていただきますようお願いいたします。

なお、夏季休業を迎えるにあたって、教職員に対しても、引き続き感染防止対策を徹底するよう改めて指導願います。